

令和元年9月4日(水)都道府県・政令指定都市 子供の貧困対策主管課長等会議

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月からの実施に向けて)

～高校生等の進学を支援されている 子供の貧困対策部局の皆さまへ～

* 制度概要・Q&A・広報資料等を，下記HPに掲載しています

文部科学省 高等教育修学支援準備室

「高等教育の修学支援新制度」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



The screenshot shows the homepage for the new tuition support system for higher education. At the top, it says "高校生向けの特設HP" (Special HP for high school students) and provides the URL "http://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm". The main heading is "学びたい気持ちを応援します" (We support your desire to learn). Below this, it states "大学・短大・高等専門学校、専門学校での学びを支える法律が成立しました" (A law to support learning at universities, short-term universities, and vocational schools has been enacted). A call to action says "高校3年生は、6月・7月が、申込期間です!!" (For high school 3rd year students, June and July are the application period!!). There are several navigation buttons: "国の高等教育の修学支援新制度ってどんな制度?", "どんな学生が対象になる?", "どのくらい支援してもらえる?", "手続きの方法を教えてください", "手続きのスケジュールを教えてください", "進学後に必要なことを教えてください", "Q&A", and "もっと詳しく知りたいときは(リンク集)". A QR code is also present. The "はじめに" (Introduction) section starts with "高校等の生徒のみならず。大学等に進学して勉強したいのに、授業料や生活費など、お金が心配で進学しようかどうか、迷っていませんか。" (Not only for students of high schools. Even if you want to study at a university, but you are worried about tuition fees and living expenses, etc., are you hesitating about whether to study or not?). It then says "学びたい気持ちを経済的にしっかりと支える法律が成立しました。" (A law to support your desire to learn economically has been enacted). Finally, it says "法律成立にあたって、文部科学大臣からメッセージがありますので、お伝えいたします。" (In connection with the law's enactment, there is a message from the Minister of Education, Culture, Sports, Science and Technology, so we will convey it to you).

ここを参照



(参考：現在の制度) 大学等奨学金事業の充実

2019年度予算額

1,272億円

(前年度予算額)

1,161億円



<2019年度予算>

事業概要

意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。

- このため、
- ①給付型奨学金制度の着実な実施
 - ②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
 - ③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備

など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、を進める。

①給付型奨学金制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦

※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者

②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者

③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円(年額24万円)
 (国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円(年額36万円)
 (私立・自宅外) 月額4万円(年額48万円)

※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
 ※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規20,000人〕
 (2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施

無利子奨学金事業費：3,715億円(131億円増)

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円	財政融資資金 6,694億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ・住民税非課税世帯の学生等 ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
2019年度採用者	家計 一定年収(700～1,290万円)以下	家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(870～1,670万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 ＜所得連動返還を選択した場合＞ ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.33%

③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日／通常国会で法成立：令和元年5月10日)

〔幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より〕

* 政省令：令和元年6月28日公布

- 【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
- 【支援内容】 ① **授業料等減免制度の創設** ② **給付型奨学金の支給の拡充**
- 【支援対象となる学生】 **住民税非課税世帯** 及び **それに準ずる世帯**の学生
((令和2年度の在学学生(既入学者も含む) から対象))
- 【財源】 **少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用**
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額(試算) 約7,600億円
(国：約7,100億円 地方：約500億円)

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

当面のスケジュール

令和元年 6月 予約採用の手続開始
9月20日頃 対象大学等の公表
令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額) (住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

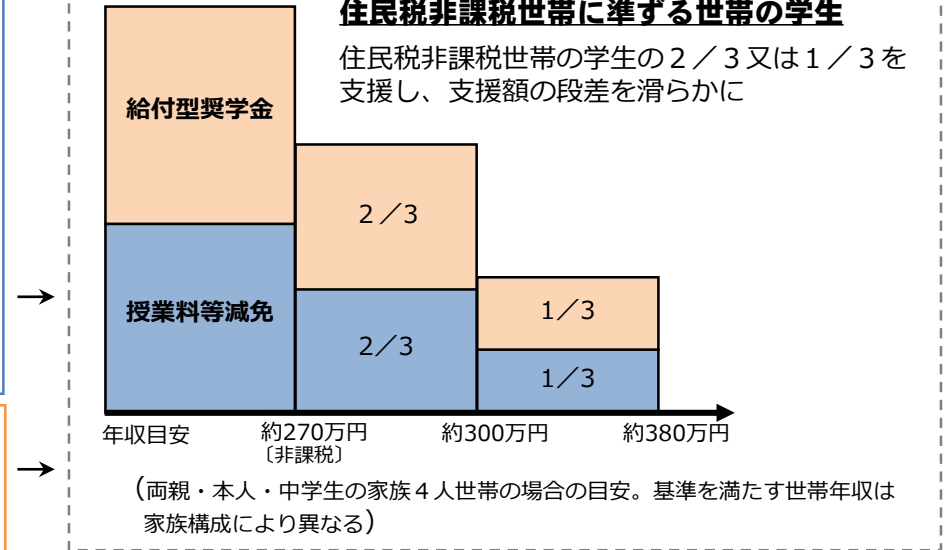
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額) (住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件：国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

所得に関する要件と目安年収

所得に関する要件

以下の算式での算出額について、学生等及びその生計維持者の合計額が以下の基準額に該当すること

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

※政令指定都市に市民税納税の場合は、(調整控除の額 + 税額調整額)に3/4を乗じた額

【基準額】
 第Ⅰ区分 (標準額の支援) 100円未満
 第Ⅱ区分 (標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
 第Ⅲ区分 (標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者は、算式に基づき算定された額は零とする

所得基準に相当する目安年収 (例)

		住民税非課税	準ずる世帯	
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(支援額)		3分の3	3分の2	3分の1
ひとり親世帯 (母のみが生計維持者の場合)	子1人(本人)	～約210万円	～約300万円	～約370万円
	子2人(本人・高校生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約270万円	～約360万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約290万円	～約390万円	～約460万円
ふたり親世帯 (両親が生計維持者) ※片働き (一方が無収入)の場合	子1人(本人)	～約220万円	～約300万円	～約380万円
	子2人(本人・中学生) * P2の年収目安	～約270万円	～約300万円	～約380万円
	子3人(本人・高校生・中学生)	～約320万円	～約370万円	～約430万円
	子3人(本人・大学生・中学生)	～約320万円	～約400万円	～約460万円

※年収は、両親の年収を合計したもの。子について、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳とする

※給与所得以外の収入はないものとする(事業所得の場合は、目安年収が上記と異なる)

※世帯年収(目安)は1万円の位を四捨五入

※年収の目安について、「両親(片働き)」は、配偶者控除対象となっている場合

●日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」で、個別世帯の年収等をもとに、給付奨学金の対象か、大まかに調べることができます

「進学資金シミュレーター」 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

進学資金シミュレーターの概要 <日本学生支援機構>



QRコード

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、
①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーターのイメージ (「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」)

トップ画面

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

入力画面

収入額等に関する情報を入力

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けられる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

～社会的養護を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	(参考) 年額	月額	(参考) 年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(2) 生活保護世帯の出身者

原則、父母及び本人の所得・資産により判定します。
 父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。（所得について、本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。）
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

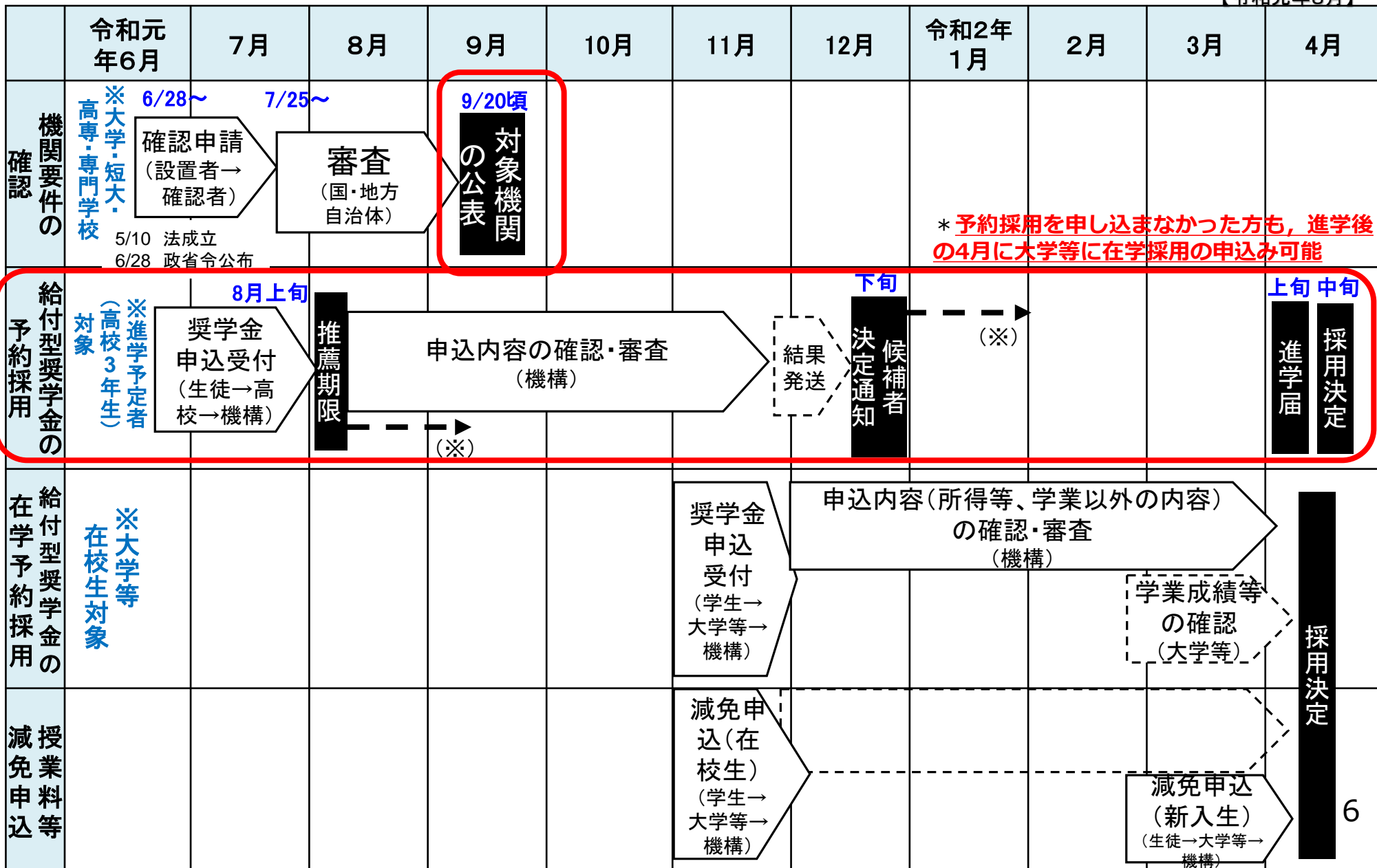
（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

令和元年度のスケジュール(高等教育の修学支援新制度)

【令和元年8月】



* 予約採用を申し込まなかった方も、進学後の4月に大学等に在学採用の申込み可能

(※) 8月上旬の推薦期限までに対応できない場合は、9月中旬頃まで受付予定(候補者決定通知は1月末頃の見込み)

大学等における修学の支援に関する法律の概要 （法成立：令和元年5月10日）

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

- (1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】
※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）
- (2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】
- (3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。【第7条】
(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）
 - ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
 - ・外部人材の理事への複数任命
 - ・適正な成績管理の実施・公表
 - ・法令に則った財務・経営情報の開示
 - ・経営に問題のある大学等でないこと
- (4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

学校種	交付金の交付・要件確認を行う者
国立大学・高専	国（設置者）
私立大学・高専	国（所轄庁）
公立大学・高専	都道府県・市町村（設置者）
私立専門学校	都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担）

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

- (1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】
- (2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】
- (3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

- (1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】
- (2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- **令和2年4月1日を予定**。法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

<令和2年度概算要求>

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援（授業料等減免・給付型奨学金）**を**着実に実施**（内閣府計上）する。

※消費税率の引上げに伴う増及び本事業と一体的な経費（無利子奨学金 ※右下の緑色の事項）については予算編成過程で検討する。

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【対象の学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

（準ずる世帯の学生には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税率引上げによる財源を活用

（少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

- 進学前の成績や本人の学修意欲を確認
- 進学後も学修状況を確認

機関要件

- （国等による要件確認を受けた大学等が対象）
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生に支給】

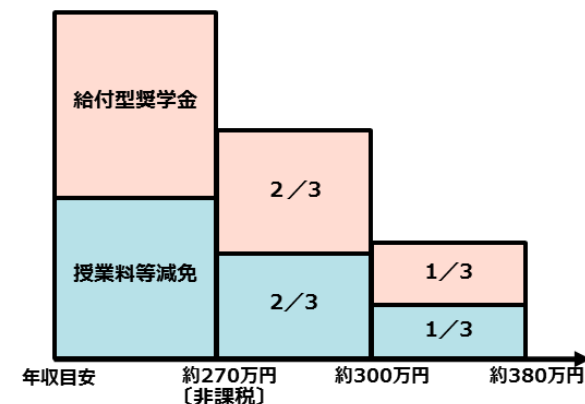
（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

- 学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

<両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合（目安）>

※基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる



貸与型奨学金（無利子奨学金・有利子奨学金）

8

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	※ (56万4千人)	86万3千人
事業費	※ (3,715億円)	7,586億円(823億円増)
うち一般会計等	※ (政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円)	財政融資資金 6,564億円

【注】下段の()書きは前年度の予算規模。

1. 新制度のポイント (現行の制度との比較)

(1) 授業料等減免

	現行制度	新制度
実施根拠	各大学等が独自に実施	各大学等が新たな法律に基づき実施

(2) 給付型奨学金

	現行制度	新制度
支給額月額	2万円～4万円 ※国立大学等で授業料減免を受けている場合は減額あり	2.9万円～7.6万円(非課税世帯の場合)に大幅拡充 ※大学・短大・専門学校(高等専門学校は、1.8万円～4.3万円) ※国立大学等で授業料減免を受けている場合でも減額なし
対象	住民税非課税世帯 ※生活保護受給世帯、社会的養護を必要とする人含む。	住民税非課税世帯に加え、 準ずる世帯(非課税世帯の2/3または1/3の額を支給)
推薦について	・高校等ごとの 推薦枠(人数上限)あり ・日本学生支援機構のガイドラインに基づき高校等が策定した推薦基準に基づいて選考	・高校等ごとの 推薦枠(人数上限)なし ・高校等において推薦基準の 策定不要 ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、 レポートの提出や面談等により、学修意欲や進学目的等を確認 (ただし、進学後は学習状況に厳しい要件)
経済要件(所得・資産)の確認	・経済要件(所得・資産)の確認にも高校等が関与 ・資産の確認のため通帳の写しを学校経由で提出	・所得は日本学生支援機構において確認 ・資産の確認は自己申告による(通帳の写しの提出不要)
申込方法	予約採用のみ(進学後の申請不可)	予約採用・ 在学採用を実施(進学後の申請も可能)

支援措置の対象となる学生等の認定要件

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満
第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満
生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

※ 認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、支援継続の可否を判定

予約採用	在学採用	
高校3年生	1年生	2～4年生
申請時期：入学前年度	申請時期：入学年 4月*	申請時期：在学中(毎年) 4月
<p>高校2年次(申込時)までの評定平均値が、</p> <p>3.5以上 ... 進路指導等において学修意欲を見る。</p> <p>3.5未満 ... レポート又は面談により学修意欲を確認する。</p> <p>〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕</p>	<p>次の①から④までのいずれかに該当すること</p> <p>① 高校の評定平均値が3.5以上であること</p> <p>② 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること</p> <p>③ 高卒認定試験の合格者であること</p> <p>④ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること</p> <p>※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中</p>	<p>次の①か②のいずれかに該当すること</p> <p>① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること</p> <p>② 次のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数 ▶ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること <p>※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準(資料10参照)において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。</p>

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者

支援対象者の在学中の支援の扱い

【適格認定の基準と支援の扱い】

	基準	支援の扱い
学業成績・学修意欲に関すること 各学年末に判定し、4月からその結果を反映 (ただし、修業年限が2年以下である場合は、各学年の途中にも判定(10月からその結果を反映)	次のいずれかに該当すること ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数が標準単位数※の5割以下であること ※標準単位数=(卒業必要単位数/修業年限)×支援対象者の在学年数 ③ 出席率が5割以下であるなど学修意欲が著しく低い状況であると大学等が判定したこと ④ 下の「警告」に連続して該当すること	支援の廃止(打ち切り) (学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がないときは、返還を求める。)
	次のいずれかに該当すること(上の「支援の打ち切り」に該当する者を除く。) ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること ② GPA(平均成績)等が下位4分の1に属すること (なお、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置については、追って、省令で規定することを予定) ③ 出席率が8割以下であるなど学修意欲が低い状況であると大学等が判定したこと	警告 支援は継続するが、学業成績の向上に努力するよう指導する。 (連続して「警告」に該当する場合には支援を打ち切る。)
家計の経済状況に関すること 毎年の夏頃に判定を行い、10月からその結果を反映	【収入】 ※採用時と同一の基準 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること (算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%-(調整控除の額+税額調整額)※ ※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。 (基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満 第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満 ※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。	支援の停止または支援区分・支援額の変更 直近の収入の状況に応じて、支援の区分が変更となる場合は、支援額を変更し、いずれの基準額にも該当しない場合は、支援を停止する。 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は、支援を再開する。)
	【資産】 ※採用時と同一の基準 学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること (基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満	支援の停止 (いずれかの基準額に該当するようになった場合は支援を再開する。)

【上記以外の支援の廃止(打ち切り)について】

次のいずれかに該当する者については、支援を打ち切る。(①又は②に該当する者には、返還を求める。)

- ① 偽りその他不正の手段により支援措置を受けた者
- ② 大学等から退学・停学(無期限又は3カ月以上のものに限る。)の懲戒処分を受けた者

【上記以外の支援の停止について】

- ・大学等から休学を認められた場合には、その間、支援を停止し、復学時に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・3カ月未満の停学及び訓告の懲戒処分を受けた場合も支援を停止する。支援停止期間は、停学の場合は停学期間、訓告の場合は1カ月間とし、支援停止期間経過後に学生等からの申出に基づき、支援を再開する。
- ・支援の継続手続を行わなかった場合には支援を停止する。

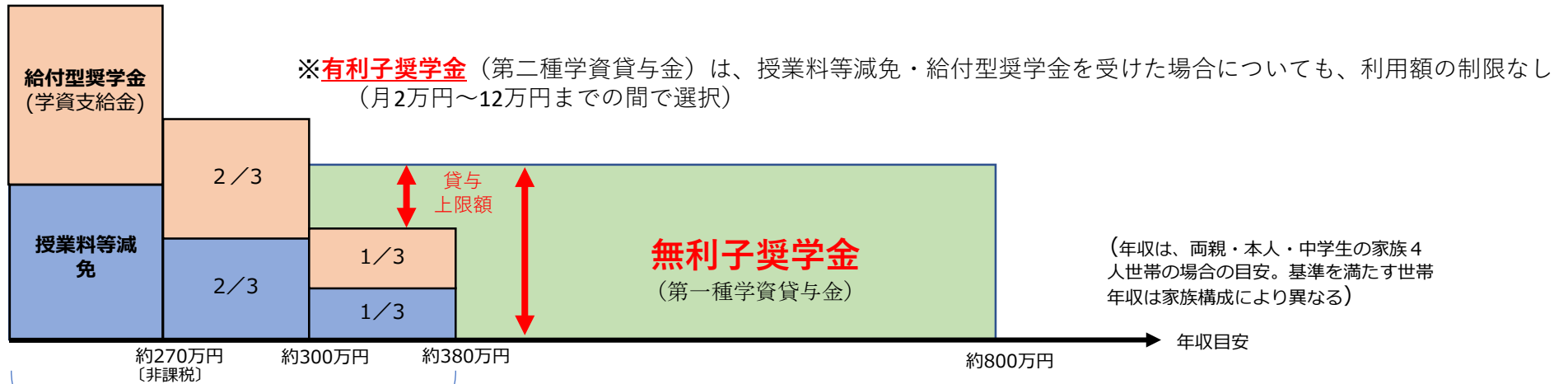
【転学・編入学の場合の支援期間について】

- ・転学・編入学をした場合(以下の※に該当する者を除く。)は、転学・編入学先の大学等の修業年限まで支援期間を延長する。(ただし、転学・編入学前の支援期間と合算して6年を上限とする。)
- ※ 転学・編入学前の学校に在学しなくなってから、他の学校に転学・編入学するまでの期間が1年を超える場合は、支援の対象としない。

授業料等減免・給付型奨学金(新制度)の支援を受けた場合の無利子奨学金の額の調整

新たな支援措置（授業料等減免・給付型奨学金（学資支給金））の実施に伴い、中間所得層との支援バランスの観点から、新たな支援措置の対象者については、**無利子奨学金**（第一種学資貸与金）**の額を調整**

授業料等減免又は給付型奨学金の支給を受けた場合における無利子奨学金の額（調整後） = 無利子奨学金の貸与上限額（調整前） - （授業料の減免上限額 + 給付型奨学金の支給額）



無利子奨学金の貸与上限額を制限

<学校種等別の貸与上限額>

※利用可能額が3万円以上の場合、学生等は下記その利用可能額または2万円のいずれかを選択可能（月額）

			無利子貸与上限額	非課税世帯（減免・給付 満額支援）				準ずる世帯（減免・給付 2/3支援）				準ずる世帯（減免・給付 1/3支援）			
				減免額	給付額	減免 + 給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免 + 給付合計	利用可能額	減免額	給付額	減免 + 給付合計	利用可能額
大学	国公立	自宅	¥45,000	¥44,700	¥29,200	¥73,900	¥0	¥29,800	¥19,500	¥49,300	¥0	¥14,900	¥9,800	¥24,700	¥20,300
		自宅外	¥51,000	¥44,700	¥66,700	¥111,400	¥0	¥29,800	¥44,500	¥74,300	¥0	¥14,900	¥22,300	¥37,200	¥13,800
	私立	自宅	¥54,000	¥58,400	¥38,300	¥96,700	¥0	¥38,900	¥25,600	¥64,500	¥0	¥19,500	¥12,800	¥32,300	¥21,700
		自宅外	¥64,000	¥58,400	¥75,800	¥134,200	¥0	¥38,900	¥50,600	¥89,500	¥0	¥19,500	¥25,300	¥44,800	¥19,200
短大	国公立	自宅	¥45,000	¥32,500	¥29,200	¥61,700	¥0	¥21,700	¥19,500	¥41,200	¥13,800	¥10,900	¥9,800	¥20,700	¥24,300
		自宅外	¥51,000	¥32,500	¥66,700	¥99,200	¥0	¥21,700	¥44,500	¥66,200	¥0	¥10,900	¥22,300	¥33,200	¥17,800
	私立	自宅	¥53,000	¥51,700	¥38,300	¥90,000	¥0	¥34,500	¥25,600	¥60,100	¥0	¥17,300	¥12,800	¥30,100	¥22,900
		自宅外	¥60,000	¥51,700	¥75,800	¥127,500	¥0	¥34,500	¥50,600	¥85,100	¥0	¥17,300	¥25,300	¥42,600	¥17,400
高专	国公立	自宅	¥45,000	¥19,600	¥17,500	¥37,100	¥7,900	¥13,100	¥11,700	¥24,800	¥20,200	¥6,600	¥5,900	¥12,500	¥32,500
		自宅外	¥51,000	¥19,600	¥34,200	¥53,800	¥0	¥13,100	¥22,800	¥35,900	¥15,100	¥6,600	¥11,400	¥18,000	¥33,000
	私立	自宅	¥53,000	¥58,400	¥26,700	¥85,100	¥0	¥38,900	¥17,800	¥56,700	¥0	¥19,500	¥8,900	¥28,400	¥46,600
		自宅外	¥60,000	¥58,400	¥43,300	¥101,700	¥0	¥38,900	¥28,900	¥67,800	¥0	¥19,500	¥14,500	¥34,000	¥26,000
専門学校	国公立	自宅	¥45,000	¥13,900	¥29,200	¥43,100	¥1,900	¥9,300	¥19,500	¥28,800	¥16,200	¥4,700	¥9,800	¥14,500	¥30,500
		自宅外	¥51,000	¥13,900	¥66,700	¥80,600	¥0	¥9,300	¥44,500	¥53,800	¥0	¥4,700	¥22,300	¥27,000	¥24,000
	私立	自宅	¥53,000	¥49,200	¥38,300	¥87,500	¥0	¥32,800	¥25,600	¥58,400	¥0	¥16,400	¥12,800	¥29,200	¥23,800
		自宅外	¥60,000	¥49,200	¥75,800	¥125,000	¥0	¥32,800	¥50,600	¥83,400	¥0	¥16,400	¥25,300	¥41,700	¥18,300

※夜間部や通信課程の場合など、上表と異なる額となる場合がある。

他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整

- 給付型奨学金と支援の趣旨目的や対象が同様の支援制度との併給に関して、国費による支援の重複を整理する観点から、他法令に基づく同様の支援の受給者について、給付型奨学金の額の特例を設ける。

< 1. 給付型奨学金と同様の支援制度について >

以下に掲げる支援を受ける者については、給付型奨学金の併給調整の対象者とする。

- 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 職業転換給付金（訓練手当）（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）
- 訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- 教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）

< 2. 併給調整の対象者の給付型奨学金の額について >

13

1. の支援を受けている期間は、給付型奨学金の額を0円とする（給付型奨学金を支給しない）。

支援措置の対象となる大学等の確認要件(機関要件)

○ 支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し活躍できるように、**学問追求と実践的教育のバランスの取れた質の高い教育を実施する大学等を対象機関**とするための要件を設定。

1. 実務経験のある教員等による授業科目が一定数※以上配置されていること。

※ 4年制大学の場合、13単位（標準単位数124単位の1割相当）

* オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行う場合や、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心に位置付けているなど、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

* 学問分野の特性等により要件を満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由を説明・公表することが必要。

2. 法人（大学等の設置者）の「役員」に外部人材が2人以上含まれること。

3. 授業計画書（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 関係法令に基づき作成すべき財務諸表等（貸借対照表、収支計算書など）や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を公表していること。

○ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について実質的に救済がなされることがないようにするための**経営要件を設定**。

▶ 次の3点いずれにも該当する場合は、対象機関としない。

① 直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナス（法人の決算）

② 直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナス（法人の決算）

③ 直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の8割未満※（大学等の状況）

※ 機関要件は、文部科学省HP「対象となる大学等の要件（機関要件）」を参照。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/detail/1418410.htm)

14

※ 専門学校の経過措置 ～令和2年度：6割未満、令和3年度：7割未満、令和4年度～：8割未満

高等教育の修学支援新制度について(概要)

【新制度の概要】

* 詳細は、文科省HP等でご確認ください

○支援対象の学校種：**大学・短期大学・高等専門学校・専門学校**

* 9月20日頃に、文部科学省等が対象機関を公表予定

○支援内容：**①授業料と入学金の免除／減額**＋**②給付型奨学金の支給**(あわせて支援)

* 例 私立大学・自宅外 ①約70万円(授)・約26万円(入)(上限額)，②約91万円

○支援対象者：**住民税非課税世帯・準ずる世帯**の学生

* 来年度から支援が大幅拡充

* 令和2年度の在学生(既入学者含む，大学院生除く)

【支援対象となる学生の要件】(令和2年度新入生の場合)

○家計要件：**住民税非課税世帯・準ずる世帯**の学生(準ずる世帯：非課税世帯の2/3,1/3の支援)

本人や家計支持者(両親など)の**マイナンバー**を**日本学生支援機構に提出⇒審査**

○学業成績・学修意欲：①高校2年までの**評定平均値3.5以上**＋学修意欲

①または② ②同 **3.5未満**＋高校等で**レポート又は面談で学修意欲を確認** など

* 高校等の卒業後2年まで申請可能(高卒認定試験合格者も)

【給付型奨学金の予約申込み先・申請期限】(令和2年度新入生の場合)

15

○**6月～8月上旬に高校等で申込み**(書類+ネット)⇒**日本学生支援機構(JASSO)**へ

* 日本学生支援機構で審査⇒**12月頃に採用候補者決定・生徒に連絡**(3/3, 2/3, 1/3の区分)

* 夏以降に進学に進路変更の場合は、**在学採用(来年4月に進学先の学校で申込)**も可能

高校生等の進学を支援されている子供の貧困対策部局の皆さまへ

【来年春に進学する生徒向け】

○ **福祉事務所等の職員やケースワーカーの方、社会福祉協議会等からも、**
子供が経済的な理由で、大学や専門学校等への進学をあきらめないよう、
高等教育の修学支援新制度を、子供たちや保護者にお知らせください。

⇒ 高校生用リーフレット、保護者用リーフレット、文科省の高校生向け特設HP、
日本学生支援機構(JASSO)のHP(進学資金シミュレーター等) などをご覧ください

○ **教育委員会等と連携を図り、子供たちの具体的な進路選択にあたって、**
高校等の教職員とも、情報共有やご相談をお願いします。

⇒ 予約採用申込みは8月上旬までに高校等からになります(高校にご相談を)
(今回申込みできなくても、**来年4月に進学先の学校で申込み可(在学採用)**)

○ **子供たちが、進学先でしっかり学習するよう、アドバイスをお願いします。**

⇒ 学業成績や学修意欲が著しく低いと、支援の打切りになってしまいます

【高校1・2年生向け】

⇒ 来年春以降の予約申込に向け、**進路指導やアドバイス**をお願いします

16

【既に進学されている学生向け】 (手続きの詳細は、在学学校から学生に別途お知らせします)

○ **本年11月頃に、在学する学校で、新制度への移行手続**をしていただく予定です。

授業料等減免額（上限）・給付型奨学金の支給額

【授業料等減免】

授業料等減免の額は、授業料等減免の対象となる学生等の在学する学校の種類、設置者等の別に応じた一定額（住民税非課税世帯については下の表の額）を上限として、当該学生等に係る授業料及び入学金の額とする。また、非課税世帯に準ずる世帯の学生等に対しては、非課税世帯の学生等に対する減免額の3分の2又は3分の1を減免する。

【給付型奨学金（学資支給金）】

非課税世帯の学生等に対しては、下の表の額を、非課税世帯に準ずる世帯の学生に対しては、その額の3分の2の額又は3分の1の額を支給する。

<昼間制>

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）	給付額		
				月額	（参考）年額	
大学	国公立	535,800円	282,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	700,000円	260,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
短大	国公立	390,000円	169,200円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	620,000円	250,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円
高専	国公立	234,600円	84,600円	自宅	17,500円	210,000円
				自宅外	34,200円	410,400円
	私立	700,000円	130,000円	自宅	26,700円	320,400円
				自宅外	43,300円	519,600円
専門学校	国公立	166,800円	70,000円	自宅	29,200円	350,400円
				自宅外	66,700円	800,400円
	私立	590,000円	160,000円	自宅	38,300円	459,600円
				自宅外	75,800円	909,600円

<夜間制> ※給付額は昼間制と同じ

		授業料減免 上限額（年額）	入学金減免 上限額 （一回限り支給）
	私立	360,000円	140,000円
短大	国公立	195,000円	84,600円
	私立	360,000円	170,000円
高専	国公立	※現在開講されていない	
	私立	※現在開講されていない	
専門学校	国公立	83,400円	35,000円
	私立	390,000円	140,000円

※ 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における授業料等減免上限額等は以下のとおり。
（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていない。）

授業料減免上限額（年額）.....130,000円 入学金減免上限額（一回限り支給）.....30,000円 給付額（年額）.....51,000円

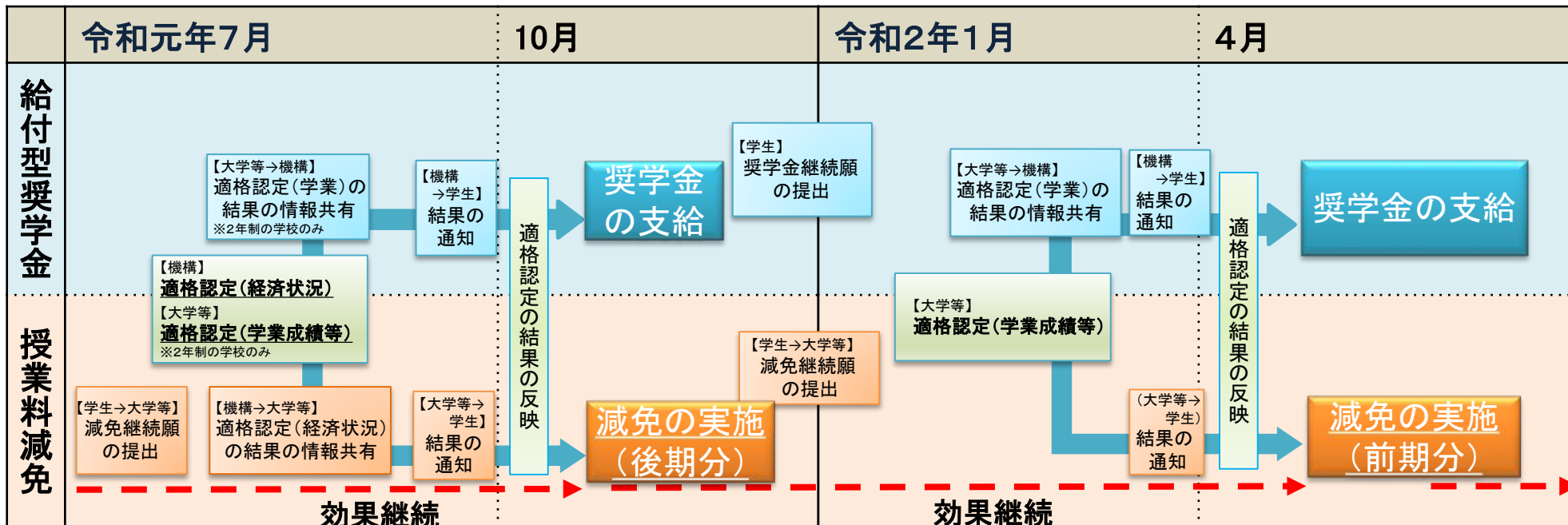
※ 児童養護施設等の入所者等・生活保護世帯出身者のうち、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められる学生等の給付月額以下のとおり。（これに該当しない自宅外通学の場合、給付額は上表のとおり。）

【大学、短大、専門学校】 国公立...33,300円、私立...42,500円、 【高専】 国公立...25,800円、私立...35,000円

※ 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含む。

支援対象者の適格認定のスケジュール

- 適格認定の手続は、以下のとおり実施することを予定しており、適格認定の基準に適合するかどうかの判定結果に基づき、必要に応じ、支援措置の見直し(支援の打ち切り・支援額の変更)を行う。



【家計の経済状況に関する基準の適合判定】

- ・ 家計の経済状況について、毎年夏頃に適格認定を行い、その判定結果を10月に反映。

【学業成績等に関する基準の適合判定】

- ・ 学年末に適格認定を行い、その判定結果を翌学年当初に反映。
- ・ ただし、高等専門学校及び修業年限が2年以下の短大・専門学校については、毎年2回(夏頃と学年末に)適格認定を行う。その判定結果を10月と翌学年当初にそれぞれ反映。

高等学校等の生徒の皆さん、保護者の方々へ

新たな修学支援の法律が国会で成立しました。

来年4月から大学、短期大学、高等専門学校、専門学校での学びを支援する新たな取組について、私からメッセージをお送りします。

高等学校などを卒業後、大学や専門学校などで学びたいと思った時、学費のことで不安になる人もいると思います。文部科学省では、これまでも無利子の貸与型奨学金の充実などに取り組み、平成29年度からは返還不要の給付型奨学金を実施しています。

来年4月からは、皆さんの「学びたい」気持ちをさらに応援し、経済的理由で進学をあきらめることがないよう、現行の給付型奨学金の額を大幅に増やします。あわせて授業料や入学金も支援します。また、対象者も、住民税非課税世帯に加え、それに準ずる世帯まで拡大します。高等学校などの成績だけで判断せず、皆さんの「学びたい」意欲を何より重視します。

進学後は、「学びたい」気持ちを持ち続け、勉学に励んでください。今回の支援は、皆さんの周りの誰もが負担する消費税を財源としています。学生としての本分をしっかりと果たすとともに、卒業後には学びを活かしてそれぞれの道で活躍し、社会に広く貢献していただくことを期待しています。

なお、夏前には、高等学校などを通じた今回の支援への申込手続きが始まりますので、卒業後の進路や自分の将来について、先生方や保護者の方とよく話し合ってください。

希望する進学を叶え、自らの可能性を広げることは、人生を豊かにします。誰もが希望すれば、将来の夢に向かってチャレンジできる。私たちは、そんな社会を作っていきたいと考えています。

保護者の方々におかれては、子供たちが自分の将来に希望を持ち、大学や専門学校などで頑張ろうとする意欲や努力をしっかりと支え、応援していただきたいと思います。文部科学省は、経済的理由で進学をあきらめることがないよう、今後とも、家庭の教育費負担の軽減に取り組んでまいります。